

中央環境審議会地球環境部フロン類等対策小委員会 事務局 御中
(環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室)

件名:「今後のフロン類の排出抑制対策の在り方について」(案)についての意見

住所:大阪市中央区内本町2-1-19 470

氏名:早川光俊(NPO法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 専務理事)

職業:弁護士

電話番号:06-6910-6301

FAX番号:06-6910-6302

電子メールアドレス:office@casa.bnet.jp

意見

1 該当ページ 4ページ:「II 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収について」の「1. 基本的認識」

意見の内容

業務用冷凍空調機器へのフロン類の新規使用をできるだけ早い時期に全廃し、ストックがこれ以上増えるのをおさえ、その上で過去の遺産の後始末として回収を徹底することを明記すべきである。

意見の理由

今回の報告案は、業務用冷凍空調機器へのフロン類の新規使用をできるだけ早い時期に全廃し、ストックがこれ以上増えるのをおさえ、その上で過去の遺産の後始末として回収を徹底する、という基本的な視点が欠落している。これでは、実効性は期待できない。HFCを含むフロン類を業務用冷凍空調機器に新たに使用することをできるだけ早い時期に全廃し、ストックがこれ以上増えるのをおさえ、その上で過去の遺産の後始末として回収を徹底することを明記すべきである。

2 該当ページ 6-7ページ:「2. 機器の廃棄時におけるフロン類の回収について」の「(1) 機器の廃棄者に係るフロン類の適正な回収の強化方策」

意見の内容

廃棄者に対し、機器・設備を設置製造したメーカーや建築業者から通知を出させることを制度化すること。

フロン類マニフェストについて制度化すること。

意見の理由

ここでは、廃棄者がフロン類の適正な回収についての責任を十分理解していないこと、フロン類の引き渡しを適切に発注していないことなどの、廃棄者側の問題が記述されている。

もし、廃棄者に問題があるのであれば、廃棄者には機器・設備を設置製造したメーカーや建築業者から通知を出させることを制度化すること、フロン類マニフェストについて制度化することなど、廃棄者が十分にフロン類の適正な回収について認識し、その責任を自覚できる制度を確立することが必要である。

なお本報告には記載がないが、業務用冷凍空調機器所有者等が倒産して無管理状態の業務用冷凍空調機器については、国・自治体あるいは指定機関がフロンを回収する制度をつくるべきである。

3 該当箇所 7 - 8 ページ:「(2)第三者が介在した場合のフロン類の適正な回収の強化方策」

意見の内容

第三者介在の場合も同様に、廃棄者には機器・設備を設置製造したメーカーや建築業者から通知を出させることを制度化すること。

意見の理由

「第三者介在の場合」も同様に、廃棄者には機器・設備を設置製造したメーカーや建築業者から通知を出させることを制度化することが必要である。

また、前述のフロン類マニフェストについて制度化することにより、第三者介在の場合の問題も解決可能である。

4 該当ページ 11 ページ:「4 . 関連事項」の「(1)回収業者によるフロン類回収の適正化方策」

意見の内容

高い回収率を確保できるよう、回収基準を高く改めるべきである。

意見の理由

回収業者によるフロン類回収率を高めるには、回収基準を高く改める必要がある。

5 該当ページ 12 ページ:「(3)ノンフロン化に係る技術開発・普及」

意見の内容

ノンフロン化こそが最優先の課題であることを明記すべきである。

ノンフロン化製品が実用化されている分野では、今後実用化される分野は年限を切ってフロン類使用製品の製造販売を禁止することを基本原則として確認すべきである。

フロン類製造製品であることを確実に知ることができるようなラベルなどを制度化すべきである。

意見の理由

ノンフロン化こそがフロン類の排出削減でまず取り組まれるべき対策である。ノンフロン化製品が実用化されている家庭用冷蔵庫などの分野はただちに、今後実用化される分野は年限を切ってフロン類使用製品の製造販売を禁止することを基本原則として確認すべきである。

また、フロン類製造製品であることを確実に知ることができるよう、ラベルを貼り、また契約にあたってフロン類を使用していることを伝え、通常管理や点検や廃棄回収の際には細心の注意を払う必要があることなどを伝えさせる制度が必要である。

6 該当ページ 12ページ : 「(4) その他の措置」の「費用負担の問題」

意見の内容

危機購入時に回収費用を払う制度の検討を直ちに行なうこと。

意見の理由

危機購入時に回収費用を払う制度については、「多くの課題、困難が存在すると考えられる」とするが、「多くの課題、困難」について明確に記述すべきである。不法投棄、不法放出を防止するため、機器の廃棄時に回収等の費用を払うのではなく、機器購入時に払う制度を改めるべきで、こうした制度導入に向けた検討を直ちに開始すべきである。

7 該当ページ 13ページ : 「III フロン類の排出抑制に係るその他の対策」の「1. 建材用断熱材に用いられているフロン類の排出抑制対策」

意見の内容

1

建設用その他の断熱材へのフロン類の生産をできるだけ早い時期に全廃し、ストックがこれ以上増えるのをおさえ、排出を削減することを明記すること。

意見の理由

現在は HCFC 断熱材の HFC 化の転換過程にあり、これは今後も長期間フロン類の排出を日本が続けるのか、そうではなくてノンフロン化で問題の解決を図るのかの重要な時期である。

ところが今回の報告案は、建設用その他の断熱材へのフロン類の生産をできるだけ早い時期に全廃し、ストックがこれ以上増えるのをおさえ、排出を削減する、という基本的な視点が欠如している。

HFC を含むフロン類を用いた断熱材の生産をできるだけ早い時期に全廃し、ストックがこれ以上増えるのをおさえることを明記すべきである。

8 該当ページ 14ページ : 「(4) 断熱材フロン類の排出抑制方策の方向性」

意見の内容

HFCを含むフロン類を用いた断熱材の生産をできるだけ早い時期の全廃を明記すること。

官公需についてはノンフロン化を義務化すること。

フロン類製造製品であることを確実に知ることができるようなラベルなどを制度化すべきである。

意見の理由

HFCを含むフロン類を用いた断熱材の生産をできるだけ早い時期に全廃し、ストックがこれ以上増えるのをおさえることを明記すべきである。

また、官公需についてはノンフロン化を義務化すべきである。

民間業者のノンフロン化を促すため、必ずラベルを貼り、また契約にあたってフロン類を使用していることを伝え、通常管理や点検や廃棄回収の際には細心の注意を払う必要があることなどを伝えさせる制度が必要である。

9 該当ページ 17ページ : 「2. フロン類排出抑制のための技術開発・普及について」

意見の内容

「フロン類を使用するあらゆる分野においてノンフロンを実現することが効果的で、確実に排出量を削減することが可能である」という基本的認識は支持できる。

「ノンフロン化への転換への課題」について、具体的に記述すべきである。

税や課徴金、ネガティブラベルなどの政策の導入を検討すべきである。

意見の理由

「フロン類を使用するあらゆる分野においてノンフロンを実現することが効果的で、確実に排出量を削減することが可能である」という基本的認識は支持できる。

一方で、具体的な理由を示さずノンフロン化に「転換への課題が多い」としているのは問題である。報告では、「冷媒用途や発泡用途の一部、ダストブローア等で、安全性、地域環境への対応等の観点で踏まえると、フロン類の優れた性能に匹敵する代替物質は見いだし得ない」とするが、「安全性、地域環境への対応等の観点」や「代替物質」について何が問題かを明らかにすべきである。

また、税や課徴金、ネガティブラベルなどの政策を導入しないまま消費者サイドの対策にみに重点を置くのは問題である。